嬉野市地域防災計画の主な修正内容

- 1 避難行動要支援者名簿の活用による支援の充実・強化
- 2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- 3 被災者保護対策の改善
- 4 平素からの防災への取組の強化

1 避難行動要支援者名簿の活用による支援の充実・強化

- ◆ 東日本大震災では、多くの尊い命が失われた。
- ◆ これまで、災害時要援護者名簿があったが、作成·活用が十分ではなかった。
 - ・犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者
 - ・障害者の犠牲者の割合も、健常者のそれと比較して2倍程度

- ◆ 避難行動要支援者名簿の作成
- ◆ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新

市に義務付け

◆ 市町は、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難支援等関係者にあらかじめ名簿を提供。

避難行動要支援者



同意



市町は名簿を提供

災害時等は、本人 の同意がなくても、 名簿情報を提供

避難支援等関係者





- ◆ 避難支援·安 否確認体制
- ◆ 情報伝達体 制の整備を 図る。

避難行動要支援者の支援体制

要配慮者







高齢者、障害者等で、自力で避難可能な方





避難所までは自力で避難可能だが、避難所で配慮が必要な方

避難行動要支援者







要配慮者のうち、災害時等 に、自力で避難することが 困難であって、避難に際し、 特に支援が必要な方

本人の同意がある場合 は、平時から名簿情報 を提供

市町



本人の同意がある場合は、平時から名簿情報を提供

災害時等は、本人の同意がな くとも、名簿情報を提供



避難支援 安否確認

避難支援等関係者





避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

名簿に登載する者の最小限の範囲

① 要介護認定を受けている者



- ② 身体障害者1·2級(総合等級)の者で第1種を所持する身体障害者 (心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者



- 4 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- 5 市町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で市町等が支援の必要を認めた者





2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保(1)

指定緊急避難場所、指定避難所の指定

◆ 東日本大震災では、避難所へ避難することによって、 かえって人の生命に危険が及ぶということが起きた。



- ◆ 住民が緊急的に避難する「指定緊急避難場所」
- ◆ 被災者が一定期間滞在するための「指定避難所」

区別し て指定 市に義務付け

指定後は住民へ 周知徹底

洪水・津波など 切迫した災害





緊急的に 避難



災害種別ごとに指定



指定緊急避難場所 (緊急的に避難する場所)







場所 指定避難所 (一定期間滞在する場)

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保(2)

市町の避難勧告等の発令



屋内での待避等の安全確保措置

避難時の周囲の 状況等により避 難の立退きを行 うことがかえって 危険を伴う場合



市町は、屋内待 避等の安全確保 措置を指示することができる旨を追 記



没日までに避難

避難が夜間に

なりそうな場合



市は、日没までに 避難が完了でき るような避難勧告 等の発令に務め る旨を記載



3 被災者保護対策の改善(1)

り災証明書の交付

平常時

災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付体制を確立

災害時

災害時には、遅滞なく被災者に対し、り災証明書を交付





- ○被災者再建支援金の支給
- ○住宅の応急修理
- ○義援金の配分 等 に幅広く活用

被災者台帳の作成

市町は、必要に応じ、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める旨を追記。



被災者への支援漏れを防止

被災者台帳

被災者の被害の状況 被災者の各種支援措置の実施状況 被災者の配慮すべき事項

3 被災者保護対策の改善(2)

安否情報の提供

◆ 県・市町は、住民等から照会があったときは、可能な限り安否情報を回答する 旨を追記。

居所を知られることにより、DV等により危害を受けるおそれがある被災者もいるため、個人情報の管理を徹底

確認

住民

等

被災者の安否 について照会

可能な限り回答

県市

要配慮者に対する応急仮設住宅の優先入居等

- ◆ 市又は県は
 - ロ 要配慮者の優先的入居
 - ロ 高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置

に努める旨を追記



3 被災者保護対策の改善(3)

避難所の良好な生活環境の確保(1)

女性の視点からの配慮

- ◆ 市町は、巡回警備や防犯ブザーの配布等に努める旨を追記
- ◆ 市町は、高齢者、障害者、妊産婦等の様々な避難者 の意見を吸い上げるため、
 - ロ 相談窓口の設置
 - ロ 窓口には女性を配置

するよう努める旨を追記。





避難所に滞在できない被災者への配慮

- ◆ 市は、やむを得ず避難所に滞在できない被災者に対しても、
 - ロ 食料等必要な物資の配布
 - ロ 保健師等による巡回相談 等

により生活環境の確保に努める旨を追記。



3 被災者保護対策の改善(4)

避難所の良好な生活環境の確保(2)

食物アレルギーへの配慮

市は、食事の原材料表示に務める旨を追記 ___

被災者が安心して 食べることができる





4 平素からの防災への取組の強化(1)

地区防災計画による地域防災力の向上

◆ 地区の居住者や事業者が作成した「地区防災計画」を市地域防災計画に 定めることができる旨を追記

自発的なコミュニティレベルでの防災活動を促進し、 地域防災力を高める。

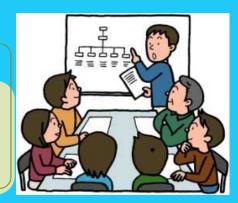
地域の居住者 事業者

地区防災計画

提案

市町防災会議

最大限尊重し、地域防災計画に定める。



ポータルサイト・サーバー運営業者に対する協力要請

◆ 県は、避難情報などの緊急性の高い情報の広報は、主体的にポータルサイト・ サーバー運営業者へ協力要請する旨を追記。

緊急性の高い情報

避難情報等

市

広報の 協力要請

ポータルサイト・サーバー運営業者

広報

住民

4 平素からの防災への取組の強化(2)

飼い主による家庭動物対策

平常時

避難所での飼育についての家庭における準備

災害時

家庭動物との同行避難





物資の備蓄の推進

県と市で役割を定めた「県・市町の物資に関する 連携備蓄体制整備要領」に基づき、備蓄の推進に 努める旨を追記

県

すぐに入手困難なもの・アレルギー対応食品 など 連携

役割分担

市

- •食料、飲料
- ·排泄等関係
- ·寝具等

4 平素からの防災への取組の強化(4)

消防団の充実・強化

市及び県は、

- ◇ 公務員の入団促進
- ◇ 装備の改善
- ◇ 地域防災力の中核となる団員の教養訓練を受ける機会 の充実に努める旨を追記

